

監査報告書


平成16年6月28日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

理事長 大澤 秀次郎 殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

監事 長棟美政 

監事 鈴木良一 

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の平成16年2月29日から平成16年3月31日までの平成15事業年度における決算及び業務について平成16年5月から6月までの間監査を実施いたしました。本監査の結果について、以下の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構監事監査規程（平成16年2月29日2004年（業監）規程第15号。以下「監査規程」という。）に従い、役員会その他業務の運営に関する会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事務所において業務、会計及び財産の状況を調査し、全グループ・室から説明を求めました。また、通則法第39条に基づく会計監査人であり同40条に基づき経済産業大臣から選任された新日本監査法人から実施された監査手続きについて説明を求めました。

なお、監査の実施に当たっては、その職務を遂行するため、監査規程第11条に基づき、監事室職員を補助者としました。

2. 監査結果に対する監事の意見

- (1) 機構業務の執行は、石油公団及び金属鉱業事業団の権利・義務を承継し、円滑かつ適法に行われているものと認めます。
- (2) 事業報告書は、石油公団及び金属鉱業事業団の権利・義務を承継し、機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 財務諸表は、石油公団及び金属鉱業事業団の権利・義務を承継し、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して妥当に整理されているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、石油公団及び金属鉱業事業団の権利・義務を承継し、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

以上

監事意見書

平成16年9月27日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

理事長 大澤 秀次郎 殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

監事

長棟 義政

監事

鈴木 良一



独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の平成16年2月29日から平成16年3月31日までの平成15事業年度における決算及び業務について監査を実施し、通則法第38条第2項に基づき、平成16年6月28日付けにて監事意見書（監査報告書）を理事長に提出したところであります。

今般、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成14年法律第93号。以下「廃止法」という。）附則第4条第1項及び第5条第1項に基づき機構に承継された石油公団及び金属鉱業事業団の権利及び義務に係る資産の価額が廃止法附則第4条第4項及び第5条第5項に規定する評価委員をもって組織された独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構資産評価委員会（以下「資産評価委員会」という。）により平成16年8月25日に決定されました。また、同年9月14日（平成16・08・25資庁第4号）付けにて経済産業省資源エネルギー庁長官より「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対して政府が出資した財産の価額の決定について」理事長宛通知がありました。

同決定に基づき、機構の財務諸表（貸借対照表）の期首残高（平成16年2月29日）が確定されたことに伴い、通則法第39条に基づく会計監査人であり同40条に基づき経済産業大臣から選任された新日本監査法人より機構の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査結果について、平成16年9月15日付けにて「独立監査人の監査報告書」として理事長に提出されました。

通則法第38条第1項に基づき平成16年6月30日付けにて経済産業大臣に提出した機構の財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）と資産評価委員会により決定された資産の価額について、改めて点検し、検討を加えました。

その結果、資産評価委員会により決定された価額は、財務諸表等に係る貸借対照表の期首残高と同額であり期末残高（平成16年3月31日）に特に影響がないことを確認しました。

また新日本監査法人から平成16年9月27日付けにて監事に提出された「平成15事業年度監査結果報告書」について監査方法、監査対象、監査概要、主な監査手続きの実施状況その他の報告事項などに対する意見聴取を行い特に問題がないことを確認しました。

以上から財務諸表等は、石油公団及び金属鉱業事業団の権利・義務を承継し、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されており、適正に表示しているものと認めます。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成16年9月15日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 大澤 秀次郎 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 吉尾 仁久



関与社員 公認会計士 樋澤 克彦



関与社員 公認会計士 打越 隆



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成16年2月29日から平成16年3月31日までの平成15事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)又は損失の処理に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び各勘定に係る決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づき記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べたものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定、金属鉱業一般勘定、金属鉱業鉱害防止積立金勘定、金属鉱業鉱害防止事業基金勘定及び金属鉱業精密調査勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)又は損失の処理に関する書類(案)を除く。)並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)又は損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成16年9月15日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

理事長 大澤 秀次郎 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士

関与社員

寿 尾 仁 之



関与社員 公認会計士

関与社員

樋 澤 克 彦



関与社員 公認会計士

関与社員

打 越 隆



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成16年2月29日から平成16年3月31日までの平成15事業年度の連結財務諸表、すなわち、石油天然ガス勘定及び金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人は、上記の石油天然ガス勘定及び金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）及び法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上